

**令和 7 年度香港市場における誘客プロモーション業務
公募型プロポーザル方式 実施説明書**

1 業務内容等

(1) 業務名

令和 7 年度香港市場における誘客プロモーション業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 0 日

2 予算上限額

4, 0 0 0 千円

※ 国内事業者：消費税及び地方消費税相当額を含む

※ 海外事業者：所在する国または地域で支払いが必要な税を含む

3 参加資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。

(2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) の規定に該当しない者であること。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

① 破産法 (平成 1 6 年法律第 7 5 号) 第 1 8 条又は第 1 9 条の規定による破産手続開始の申立て

② 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) 第 1 7 条に基づく更生手続開始の申立て

③ 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) 第 2 1 条の規定による再生手続の申立て

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

① 役員等 (役員及び従業員をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。) であると認められる者

② 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に

損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- ⑥ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

4 スケジュール

時期	内容
5月29日（木）12時必着	質問書提出期限
6月 2日（月）予定	質問書回答
6月 9日（月）12時必着	参加申出書提出期限
6月16日（月）12時必着	企画提案書等提出期限
6月26日（木）	審査会（オンライン）
6月30日（月）予定	審査結果通知
6月下旬	委託契約締結

※ 事前説明会は実施しない

※ 日時はすべて日本時間

5 企画提案の実施の流れ

（１） 事前説明会

本業務のプロポーザル方式実施に係る説明会は実施しない。

（２） 質問の受付

本企画提案に関する質問がある場合は、様式1「質問書」に記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。電話及び口頭による質問は受け付けない。

提出期限：令和7年5月29日（木）12時必着（日本時間）

（３） 質問の回答

令和7年6月2日（月）までに、北九州市ホームページにて回答を掲載する。

（４） 参加申出書

本企画提案へ参加するものは、様式2「参加申出書」記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。

提出期限：令和7年6月9日（月）12時必着（日本時間）

※ 期限内に参加申出書の提出のないものは本企画提案への参加を認めない。

※ なお、参加申出後、企画提案をとりやめる場合は「辞退届」（任意様式）の提出を必要とする。

（５） 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

【記載内容】

- ・ 各業務の概要・企画提案（仕様書参照）
- ・ 業務工程
- ・ 業務実施体制

イ 会社概要（様式３）

ウ 本業務と同様又は類似の国又は地方公共団体・民間企業等からの受注実績（様式４）

該当がない場合はその旨を記載して提出すること。

エ 提案見積書（任意様式）

※ 内訳の金額（税抜き）を詳細に記載し、「２ 予算上限額」の範囲内で見積り、消費税及び地方消費税相当額等を合計した税込金額を記入し、提出すること。

② 提出部数 下記部数及び電子データ（PDF形式、DVD-RW等）１部提出すること。

正本１部（商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す）

副本４部（うち４部については、提案者名が分からないようにすること。）

③ 提出期限 令和7年6月16日（月）12時必着（日本時間）

※ 期限以降の受付は一切しない。

※ 受付は、土日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで（日本時間）

④ 提出場所

北九州市国際観光推進協議会

（北九州市都市ブランド創造局インバウンド課内）

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

⑤ 提出方法

国内事業者：持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便で、提出期限までに必着）

海外事業者：電子メール

※ 正本、副本（提案者がわからないもの）をそれぞれ分けてPDF形式

で提出すること。

⑥ 留意事項

- ア 提案書等の提出は、各社1つに限る。
- イ 参加申出後、期限までに提出がなかったものは、企画提案を辞退したとみなし、後日、「辞退届」（任意様式）の提出を必要とする。
- ウ 提案書等の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。
- エ 提出書類は返却しない。
- オ 提案書等はすべて日本語で記載すること。
- カ 通貨は日本円とする。

（６） 提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

- ① 参加資格なく提案したとき。
- ② 所定の日時までに参加申出書の提出がない、または提出書類が到着しないとき。
- ③ 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。
- ④ 1つの企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき。
- ⑤ その他提案に際し違法な行為があったとき。

6 審査・選定について

（１） 審査会

- ① 日程 令和7年6月26日（木）
- ② 方法 プレゼンテーションでの審査による（オンライン形式）

（２） 評価項目、評価基準及び配点等評価方法

別紙『『香港市場における誘客プロモーション業務』評価基準および配点』のとおり

（３） 選定方法

提出された書類の内容について、審査会において審査を行う。各審査委員の評価点合計を総得点とし、最も評価点の合計が高いものを委託候補者として選定する。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査会で協議のうえ、委託候補者を選定する。

（４） 参加者なし又は参加者が1者の場合の取り扱い

申込書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には実施を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出したものが1者であった

場合であっても、(3)の方法に従い審査を行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、最優秀提案者の選定後、各提案者に書面で通知する。

7 契約

- (1) 委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、協議会と事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案内容を一部変更する場合がある。
- (2) 協議が整った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴し、内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。
- (3) 保証人、契約保証金は不要とする。
- (4) 契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として手続きを進め、契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても、同様とする。
- (5) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。

8 その他

- (1) 本企画提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 事業費の支払いについては、業務完了報告書等にもとづく履行確認後、委託候補者から正当請求により支出する。

9 問合せ先

北九州市国際観光推進協議会

(北九州市都市ブランド創造局インバウンド課内)

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

担当：柳、木庭

TEL：+81-093-482-1951

FAX：093-551-8151

E-Mail：brand-inbound@city.kitakyushu.lg.jp

『香港市場における誘客プロモーション業務』評価基準および配点

評価項目		評価の視点	配点	
提案内容	本業務の理解度、 提案の的確性	・本事業の目的を理解し、有効性・効率性の高い独自提案がなされているか。 ・必要な内容を網羅した提案になっているか。 ・事業の目標、計画が具体的に設定されているか。等	80	15
	(1) プロモーション 及び誘客業務	・本市の認知度向上、外国人観光客の誘致に繋がる提案となっているか。 ・各市場の現状・特性を理解したプロモーション手法の提案となっているか。 ・本市の観光資源、ポテンシャルを理解しそれを生かす内容となっているか。等		20
		・対象市場国・地域の旅行業者や航空会社等に対して本市をPRできる有利な関係性を有しているか。 ・実施するイベント、商談会、視察ツアー等の時期や場所などは適切であるか。 ・実施するイベント、商談会、視察ツアー等の内容は本市の魅力が伝わるもので、より商品造成、販売の促進につながるものであるか。		20
		・適切なKPI が設定されているか。 ・それを達成できる内容となっているか。		15
	(2) 自由提案	・仕様書に記載する事項以外に、本業務の目的に対して効果的な追加提案がなされているか。 ・追加提案が業務の目的に資する内容となっているか。等		10
実施体制等	経営基盤・実績	・事業を確実に実施できる経営基盤を有し、公的事業の委託先として高い信頼性が認められるか。 ・関連、類似業務の実績に優れ、本事業の企画・運営における期待ができるか。等	20	5
	実施体制・ 業務工程	・責任者や事業担当者などの事業実施体制、役割分担等が具体的に示され、円滑な計画・準備・運営が見込めるか。 ・業務ごとに開始、終了が明確され、計画的で無理のないスケジュールになっているか。等		10
	見積額	予算の範囲内で適切な積算がなされているか。等		5
合 計			100	